

第 2 6 準 備 書 面 の 概 要

はじめに (略)

第 1 業 務 粗 利 益

- 1 銀行業等とそれ以外の業種との業種間の事業の状況を比較するには、ともに「粗利」である業務粗利益と売上総利益とを比較することが適当である。
- 2 業務粗利益はグロス・マージンであり、一般事業会社における売上総利益と何ら変わらない。業務粗利益は売上総利益に相当する。
- 3 個々の銀行が発行しているディスクロージャー誌でも、業務粗利益が売上総利益に相当することを明確に述べている。
- 4 業務粗利益は、銀行法に規定する銀行の固有業務をはじめ、銀行のほとんどの業務から生じた収益を網羅する指標であり、銀行業務の「規模又は活動量」を表わす指標である。
- 5 「業務粗利益は、一般に銀行の本来業務にかかる収益性を示す」と、銀行自身がいっており、業務粗利益は、銀行の収益を見る上で重要な指標である。
- 6 業務粗利益についての一審原告らの主張に対する反論 (略)

第 2 本 件 課 税 標 準 と し て の 業 務 粗 利 益 に つ い て の 一 審 原 告 ら の 事 実 誤 認

- 1 業務粗利益は銀行業等の「事業の規模又は活動量」を表わすものであること
過去の業務の失敗である貸倒れを、現在の「事業の規模又は活動量」の成果である業務粗利益に反映させることは不適切である。
銀行の貸倒れは元本が侵食されたものであり、貸付利息にも預金者に支払う預金利息にも関係しない。成果としての活動規模自体とは何ら関係がない。
- 2 貸倒れについての一審原告らの事実誤認
貸倒れは、会計上も、税法上も売上原価を構成しない。貸出利息と直接関連する費用であるとする一審原告らの主張は、事実誤認に基づくものである。
- 3 貸倒れについての一審原告らの主張に対する反論 (略)
- 4 銀行の付加価値に対する一審原告らの事実誤認
銀行側は、加算型付加価値が課税標準としてふさわしいというが、支払利子の計算は通常「支払利子 - 受取利子」であるから、銀行の支払利子はマイナスと計算される。銀行業に加算型付加価値を適用することは適当でない。
- 5 一審原告第 12 準備書面における主張・論理のすり替え
一審原告らは、一審被告らの主張を自分の都合のよいように歪曲した上で、これに反撃を加えるという手法を常套としているといってもよい。

第3 地方税法 72 条の 22 第 9 項の税負担の均衡

- 1 地方税法 72 条の 22 第 9 項の税負担の均衡の解釈については、旧自治省の公式見解及び内閣法制局の見解のいずれの見解によっても、中長期的に見て負担の均衡が図られているということである。
- 2 一審原告らは、平成 13 事業年度の事業税負担が所得基準と比較して 3,652 倍になるというが、一審原告ら 17 行中 16 行が税額ゼロであり、東京都の行政サービスの受益に対する負担がわずかに 3,652 分の 1 であることを自ら認めている。
- 3 地方税法 72 条の 22 第 9 項の税負担の均衡は標準税率の 1.1 倍という制限税率の規定の適用を受けるとするが、条文の読み方を誤っている。
- 4 本件条例が国及び他の地方団体の莫大な税収減を招いているというが、一審原告ら 17 行の平成 13 事業年度の所得基準による事業税額は 16 行がゼロであり、残る 1 行の税額はわずかに 2 千 4 百万円程度である。平成 13 事業年度についていえば、他府県の減収額は、2 千 2 百万円程度であり、影響額が年間 210 億円、5 年間で 1050 億円にも上るとする一審原告らの主張は、「針小棒大」である。
- 5 付加価値基準（事業活動価値基準）による一審原告らのいう合理的な納税シェアに対する根本的な疑問

本件条例による納税シェアと事業活動価値基準等外形基準による納税シェアとを比較・検討した日本総合研究所の調査報告書は、銀行の支払利子の取扱いを誤っており、証拠価値がない不適切な資料である。

第4 「事業の状況に応じ」についての一審原告らの解釈の誤り

- 1 「事業の状況に応じ」の正しい解釈は、旧自治省及び内閣法制局の二つの政府見解のいずれかの要件に当てはまることを検討すれば足りる。以下は、一審原告らの意見書及び鑑定意見書に対する念のための反論である。
- 2 一審原告らは、「事業の状況」を「事業自体の客観的性質及び法制度上の特別の理由による事業税負担の恒常的な過少性が存在する状況」と解するが、内閣法制局見解では、「税負担が少ないことが常態化している業種」とされ、一審原告らがいうような条件は何も付されていない。
- 3 一審原告らの鑑定意見書には、「事業の状況に応じ」は所得の捕捉が困難な事業等にも適用されるとするものがあるが、政府見解にはそのような解釈が示されておらず、明らかに誤りである。
- 4 地方税法 72 条の 19 の規定がワークしない規定であるとする鑑定意見書は、かつて全国知事会がこの規定を活用して外形標準課税を導入しようとした経緯などを無視した特異な見解である。
- 5 外形標準課税は「法律改正によりすべての業種を対象として広く薄く課税するもの」であるとする考え方は、地方税法 72 条の 19 の規定を適用した外形標

準課税とすべての業種を対象とする一般外形とを混同した議論である。

- 6 棟居教授鑑定意見書は、地方税法の現実の規定を無視したものであるばかりでなく、論理の飛躍ないし論理性の欠如がいたるところに見られる。

第5 事業税の性格

事業税は、応益税として組み立てられており、地方税法 72 条の 19 は、所得を課税標準としたのでは事業税の応益税としての性格を適切に反映できない場合を想定して、その場合の是正措置として設けられている。

事業税を「応能税」であると主張する一審原告らは、課税客体が「事業」であるのに「所得」を課税標準とした理由、地方税法が法人の国外所得を除外して所得計算している理由等を明確に説明できていない。

第6 立法裁量

- 1 地方団体の課税権は、憲法が直接保障するものであり、このことは判例も認めている。
- 2 地方税法は「粹法」とされ、地方税の課税要件を厳格かつ詳細に規定する。課税標準については、唯一の例外を除き、地方団体の裁量を認めない。
- 3 地方税法 72 条の 19 は、地方税法が地方団体に課税標準の選択について裁量を認めた唯一の規定であり、しかも、不確定概念を用いた規定であることから裁量に幅があると解される。また、課税標準として何を選択するか、外形標準課税を当該特定業種のすべてに適用するか、或いは一定規模以上のものに対してだけ適用するかについても、立法裁量に委ねられているというべきである。
- 4 特別土地保有税や消費税の課税対象となる基準、固定資産税の用途による税負担格差等が、憲法 14 条の「法の下での平等」に反するとされていないように、資金量 5 兆円の基準も、同様に租税政策上の合理的な基準である。
- 5 いわゆるサラリーマン税金訴訟最高裁判例は、「租税法の定立については、国家財政、社会経済、国民所得等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断にゆだねるほかはなく、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ないものというべきである」としている。

第7 憲法適合性について

条例は、法の一般性に反するものでなく、目的において正当性を有し、目的と手段との関連性においても合理性を有するから、憲法の規定に適合する。

第8 国家賠償法 1 条責任について

条例は、地方税法の規定に違反するものでなく、条例の制定について東京都知事らに過失はないことから、国家賠償法の賠償責任を負うものではない。